

会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

令和2年度11月補正

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>1 新型コロナウイルス対策について</p> <p>(1) 児童福祉施設職員への慰労金の支給について コロナ対策で業務量が増えている児童福祉施設職員にも慰労金を支給するよう国に要望すること。</p>	<p>保育所や放課後児童クラブ等の児童福祉施設は、社会を支える基盤として、日々、子どもたちや自身の感染防止に努めながら継続してサービスを提供してきていることから、慰労金の対象に児童福祉施設職員を含めるよう、11月5日の全国知事会において国に要請したところである。慰労金は全国一律に対応すべきものであると考えており、引き続き、知事会等と連携して国に働きかけていく。</p>
<p>(2) 新型コロナウイルス対策に関する補助金について 各種コロナ対策事業の補助金について、事業実施期間にこだわることなく、期限後の申請についても柔軟に対応すること。</p>	<p>頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金、新型コロナウイルス克服再スタート応援金、新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金など、新型コロナウイルス対策に係る事業者支援補助金については、令和3年1月末を県への補助金申請期限としている。(これらの補助金は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(令和3年3月末で事業完了することが条件)を活用しているため、事業完了までの事務手続きを考慮して、令和3年1月末を設定しているものである。)</p> <p>これらの補助金をはじめ、今後の新型コロナの感染状況等により、期限を超えた申請に対応する必要が生じた場合は、その都度検討の上、柔軟に対応したいと考えている。</p>
<p>(3) 持続化給付金の拡充について コロナ禍の中で開業せざるを得ず、結果的に赤字経営となっている事業者を支援するため、令和2年4月1日以降に開業した事業者にも持続化給付金を適用するよう国に要望すること。</p>	<p>持続化給付金については、当初「本年1月以降に開業した者」は支給対象外として運用開始されたが、全国知事会を通じ対象要件拡充要望を行った結果、「本年1～3月の開業者」が対象追加されたところである。今後とも、4月1日以降の開業者を含め、持続化給付金の支給対象拡充が図られるよう、知事会等と連携して国に働きかけていく。</p>
<p>(4) 新型コロナ誹謗中傷被害者への支援について コロナ関連で誹謗中傷の被害にあった場合、訴訟やネット上の書き込みの削除依頼、投稿者の開示請求などにかかる弁護士への相談費用等を支援すること。</p>	<p>誹謗中傷被害については、県の相談窓口において弁護士会と連携した支援を行っており、引き続き関係機関と協力して、ネット上の書き込みの削除や訴訟に関する助言などの適切な支援に努めていく。また、現行制度での対応が困難な個別の状況があれば、必要に応じて対応を考えていく。</p>
<p>(5) コロナ禍の大山登山客誘導について コロナ禍の中、混雑緩和のため、県は大山登山の下山道は行者谷ルートを推奨しているが、下山の際、道案内標示がわかりにくいために、途中で道に迷う人が多数見受けられた。</p> <p>また、治山道路各所から入る中国自然遊歩道の案内標示も「大山寺」方面の案内表記がないため、県外登山客が道に迷う状況がある。登山客の安全を守るためにも、特設の看板を設けるなど、早急に対応すること。</p>	<p>当面の措置として、早急に行者谷ルートと治山道路の交差部に行者谷ルートの方向を示す表示物を設置し、大山寺方面への確実な誘導措置を実施する。</p> <p>また、令和3年度には、新たな地図看板を当該交差部に、行き先方面を示す案内看板を中国自然歩道と治山道路の交差部に設置することを検討する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2 犯罪被害者支援の充実について</p> <p>鳥取県では、平成20年6月に「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、犯罪の防止及び犯罪被害者等への支援に取り組んでいるところであるが、三重県では、昨年4月に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、都道府県では初となる「見舞金制度」を創設するなど、経済的支援の充実に取り組む自治体が全国で増えつつある。犯罪被害者やその御遺族等は、犯罪被害による精神的な負担に加え、葬儀費や転居が必要な場合の費用など、突然迫られる経済的負担も大きいことから、本県でも経済的支援の充実等、犯罪被害者支援のさらなる推進に向けた検討を行うこと。</p>	<p>令和2年3月に鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例を改正し、犯罪被害者等の支援について、犯罪被害者等支援団体に対する県の支援等を明記するとともに、第5期鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画に「犯罪被害者等支援編」を新たに設け、損害回復や経済的支援等の新たな基本方針を設定するなど、犯罪被害者等支援の重点化を図っているところである。</p> <p>犯罪被害者等の支援は、住民に一番身近な市町村での対応が最善と考えていることから、県内市町村に条例化を働きかけてきたところ、北栄町において今年度中に条例制定される見通しであり、引き続き他市町村における条例制定を促していく。</p> <p>見舞金制度等の経済的支援の在り方については、加害者の帰責性等も考慮した上で、条例化とあわせて市町村と協議していく。</p>
<p>3 重度心身障がい児者の地域生活支援の充実について</p> <p>ショートステイ利用の増加等により、現在、総合療育センターにおいて利用調整が行われているなど、御家族の希望に沿える体制が十分に整っていない。御家族の介護負担は心身ともに大きいことから、重度心身障がい児者のショートステイ、デイサービスについて、利用希望者の安心・安定が図られるよう、環境整備を検討すること。</p>	<p>総合療育センターにおける短期入所のニーズが年々増加していることを踏まえ、令和2年度当初に予算と人員体制の強化（看護師定数を3名増）を行うなど対応を進めたところであるが、今後とも利用希望者の安心・安定が図られるよう、周辺医療機関等との連携を始めとした医療型ショートステイ利用を支援する取組について、引き続き、関係者の意見を聞きながら検討を進めていく。</p>
<p>4 避難所における障がい児者用ダンボールベッドの備蓄について</p> <p>災害発生時に、避難所で段ボール製の簡易ベッドや間仕切り等を活用する動きが全国で広がっており、本県でも西日本段ボール工業組合と災害時応援協定を締結するなどの取組が進められているが、福祉避難所等において、障がいのある方が安心して過ごすことが出来るよう、車いすの方等でも使いやすい障がい児者用のダンボールベッドの市町村の備蓄が進むよう支援すること。</p>	<p>段ボールベッド等については、長期間備蓄すれば品質が劣化することから、備蓄ではなく西日本段ボール工業組合等の段ボール事業者との応援協定の締結により早期に調達する体制を既に整備しており、避難の長期化が見込まれる場合には遅滞なく発注することとしている。</p> <p>発注にあたっては、車いすの方等でも使いやすい段ボールベッドの調達を依頼する（例：サイズを変更してベッドの高さを調節する）など、市町村の意見を伺った上で、障がい児者が安心して避難することができるよう検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5 ヤングケアラーの実態調査について</p> <p>学校や仕事に通いながら家族の介護等を行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる子ども達の中には、過度な負担から、心身や学業等へ影響が及んでいるケースもあるが、表面化しにくい問題ということもあり、十分な実態把握が進んでいない。</p> <p>先月4日、厚生労働省は、今年12月にも全国の教育現場を対象とした初の実態調査を開始する方針を固めたところであり、この機会に、教育委員会だけではなく、福祉保健部や商工労働部等の関係部局が連携して、幅広く丁寧な実態調査を行うこと。また、子ども達自身も含め、ヤングケアラーの問題についての認知度が低い現状では、十分な実態把握や支援が行えないことから、併せて県民への啓発にも取り組むこと。</p>	<p>厚生労働省が行う実態調査について情報収集を行うとともに、教育委員会と知事部局が連携し、必要な支援を検討していく。</p> <p>ヤングケアラーへの支援は、学校、福祉サービス、医療機関などの多様な機関の理解と協力が必要であることから、今年度、県で実施している「要保護児童対策調整機関調整担当者研修」において、市町村の担当者に対して、ヤングケアラーの支援における市町村（市町村要保護児童対策協議会）の役割やアセスメントの方法、支援における留意点などに係る研修を実施する。</p>
<p>6 産後ケアへの支援について</p> <p>県が事業委託している「とっとり妊娠SOS」事業について、開設日を増やすとともに、人件費などの支援を拡充すること。また、産後ケア支援の充実について国に要望すること。</p>	<p>「とっとり妊娠SOS」相談支援業務委託について、実態に合った委託内容となっているか受託先の意見をお聞きし、必要な対応を検討する。</p> <p>また、産後ケア事業の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るための支援について、引き続き国に要望していく。</p>
<p>7 ひきこもりに関する相談体制の充実について</p> <p>ひきこもりの方の中には生活が昼夜逆転している方もおられるため、夜間等についても相談を受け付けられる体制を整えること。</p>	<p>ひきこもりの相談・支援については、本人からの相談よりも、まず家族、親戚等からの相談により支援を開始することがほとんどであるが、引き続き、ひきこもり経験者等の意見も聞きながら、本人も相談しやすい相談体制について、ひきこもり生活支援センター等関係機関と検討していく。</p> <p>また、昼夜逆転の生活をしているひきこもり者へもメッセージが届くよう、インターネットを活用した啓発等についても令和3年度に向けて検討する。</p>
<p>8 ひとり親家庭への支援について</p> <p>(1) 相談窓口の拡充について</p> <p>家計や生活、子育て等に関する困窮者の孤立を防ぐため、休日や夕方等、閉庁時にも気軽に相談ができるサロン形式の相談窓口の設置など、オンラインでなく、実対面式で当事者が安心できる環境の拡充が行われるよう、市町村の取組を県がバックアップすること。</p>	<p>ひとり親家庭の親が身近で相談ができる窓口として、鳥取県母子寡婦福祉連合会内に「ひとり親家庭福祉推進員（ライフサポーター）」を設置しており、ひとり親家庭が親子で参加できる交流事業の場なども活用して、実対面式で相談対応を行っているところである。</p> <p>今後も、市町村や鳥取県母子寡婦福祉連合会の意見を踏まえ、連合会と連携して「ひとり親家庭福祉推進員」の認知度向上や気軽に相談ができる機会の充実に努めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) サポート体制の強化について</p> <p>各地域によって対応・体制にばらつきがある。県下福祉事務所・母子父子自立支援員の研修、育成の推進とともに、母子父子自立支援員とライフサポーター（母子寡婦福祉連合会のひとり親家庭福祉推進員）、地域との連携を促進しサポート体制の強化、充実が図られるよう、市町村の取組を県がバックアップすること</p>	<p>各地域における対応にばらつきが生じないよう、研修会を開催して、母子・父子自立支援員やひとり親家庭福祉推進員が、適切に相談対応を行うことができるよう、人材育成に引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、母子父子自立支援員とひとり親家庭福祉推進員が、適宜情報交換を行う機会を設けるなど、連携しながら相談対応ができる体制づくりを進めていく。</p>
<p>(3) 「養育費110番」の広報・告知について</p> <p>本年7月から開始した「養育費110番」の相談件数が、少ない状況（7～9月で計6～7件）。県や市町村等の相談窓口や弁護士会へのチラシ配布・ポスター掲示のほか、離婚届を受け渡す課で本相談窓口を紹介頂くよう依頼すること。</p> <p>また、県政だよりやSNS等媒体を再検討し、本窓口の設置を広く周知すること。また、離婚前に養育費や面会等の取り決め・協議をするのが肝要なため、「離婚と子どもの養育費110番」等、さらに対象者に訴求する名称への変更を検討すること。</p>	<p>市町村のひとり親相談窓口や県弁護士会、県内の公証役場等へのチラシ配布、鳥取県ひとり親家庭等支援サイトのメールマガジンによる毎月の開催予定の案内をはじめ、様々な媒体を活用して「養育費110番」の周知を図るとともに、離婚届提出時を含めて市町村と連携して事業の周知に努める。</p> <p>また、より事業の内容が伝わりやすい取組となるよう名称等を含めて検討していく。</p>
<p>9 スポーツにおける女性の活躍を推進について</p> <p>スポーツにおける女性の活躍を推進するにあたって、女性のスポーツ指導者、スポーツ団体の女性役員を増やす必要がある。現在、鳥取県では推進計画に基づいて施策を進めているが、現在の実態と課題を把握し、実効性のある対策を立てること。</p>	<p>県内各地でスポーツ指導に携わるスポーツ推進委員（市町村委嘱）の女性比率は3割を超えており、長期的には増加傾向にある。県のスポーツ指導員は現在7人中3人が女性であり、また県スポーツ協会においても宇佐美里香さんなど女性の体育指導員が活躍し、ともに後進の指導に当たっている。</p> <p>県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者に占める女性指導者の割合は2割強、県スポーツ協会加盟51団体の主な役員における女性比率は1割弱であるが、女性指導者が増加傾向にある土壌を活かし、より多くの女性に指導者としてのキャリアを積んでいただけるよう、指導者講習会への参加勧奨など環境整備を進めていく。</p>
<p>10 移住対策の充実について</p> <p>都会地からのテレワーク移住を促進するため、支援制度を充実すること。</p> <p>(1) 県職員、教員住宅の空き室を活用するため、内装の改修やインターネット環境を整備し、移住者住宅に活用すること。</p> <p>(2) 空き家活用の支援について、インターネット環境の整備も支援対象に加えること。</p>	<p>コロナ禍により、リモートワーク、テレワークなどの職場に縛られない働き方やオンラインでの様々な活動が浸透するとともに、地方での暮らしを求めるニーズが高まるなど、意識、価値観や暮らし方、働き方に変化が生じ、地方への人や企業の新たな流れが起きつつある。</p> <p>こうした中、オンラインでの移住イベントの実施やWebでの移住相談、ワーケーション誘致といった取組をさらに推進するとともに、インターネット環境の整備や空き家の活用なども含め、実際に移住者された方や市町村の要望も踏まえ、必要な支援を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>11 大型風力発電施設整備計画について</p> <p>鳥取市の山間部で計画が進んでいる大型風力発電施設整備計画の環境影響調査・評価にあたっては、住民の声を十分に聞いて行うこと。</p> <p>また、電気事業法において地域住民の意見を反映できるような仕組みを国に要望すること。</p>	<p>環境影響評価制度は、本来、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、地元住民、地方公共団体等から意見を聞いた上で、事業計画を作り上げていくものであり、「鳥取風力発電計画」に対して、再三にわたり、丁寧に住民に対応するよう要請してきた。基礎自治体である鳥取市が地元住民に意見を聞いているのに加えて、県も住民の声を聞いてきた。</p> <p>現在、事業者が環境影響評価の現地調査を行い、事業計画を具体化していく段階となっており、今もなお住民理解を得るための説明等を丁寧に行うよう要請している。今後、事業者の現地調査内容について確認・意見するとともに、具体的な事業計画が示される準備書に対して、鳥取県環境影響評価審査会の専門家、鳥取市及び住民の意見を踏まえた上で、厳正に知事意見を述べていく。</p> <p>また、県では、地元の意見が適切に反映される仕組みの構築について、今後も引き続き、全国知事会とも連携しながら、国に要望していく。</p>
<p>12 信号機や道路標識等への県民の意見集約について</p> <p>県警HPに信号機や道路標識等への県民意見集約のため、「信号機BOX」「標識BOX」を設置しているが、県民の認知度が低い。また、インターネット上の意見BOXとしての機能がなく不便である。アクセスした人がすぐに意見を投じることができるよう、入力フォームを早急に設置するなど、県民の利便性と行政の効率性両面を考えた改善を行うこと。また、県民に広く利用していただくよう、広報・周知方法を検討・実施すること。</p>	<p>信号機BOX及び標識BOXについて、アクセスした方が意見を投じることができる入力（メール送信）フォームの構築を行い、県民の利便性の向上と業務の効率性が図られるよう改善する。</p> <p>また、交番・駐在所だよりなどをはじめとした各種広報媒体を活用して、信号機BOX及び標識BOXについて広報・周知を行っていく。</p>
<p>13 夜間中学について</p> <p>現在、教育委員会が進めている夜間中学の検討にあたっては、不登校対策にもしっかり取り組むとともに、十分なニーズ調査を行うなど、慎重に対応すること。</p>	<p>不登校の学齢生徒については、これまでの本県におけるニーズ調査で夜間中学を新たな学びの場として求める意見もあったことから、受け入れ対象として検討してきたところだが、本来通うべき公立の中学校での支援を充実させるとともに、大きな役割を果たしている教育支援センター、フリースクールなど学校以外の支援の場をより充実させる必要があると考えている。</p> <p>夜間中学の検討にあたっては、対象者に確実にニーズ調査が届くよう、また、具体的な夜間中学のあり方の検討に資するよう工夫を行った上で、十分なニーズ調査を実施し、検討を行っていく。</p>